

札幌市環境教育・環境学習基本方針素案（H31.3 改定予定）

改定に当たって

札幌市では、環境に配慮した行動が社会全体に定着し、次世代に継承されていくことを目的として、1996年（平成8年）に策定した「札幌市環境教育基本方針」を2007年（平成19年）3月に改定しました。

前方針では、環境教育をより実効性のあるものにするため、テーマと行動、対象の重点化を行いました。特に「子ども」に対する環境教育を重点化する対象とし、学校における環境教育を重視することとしました。

その後、教育委員会との緊密な連携の下、小学校で使用される環境副教材を全児童に配布するなど学校での環境教育に注力するとともに、環境教育の拠点施設である「札幌市環境プラザ」を活用した環境保全を広める活動に取り組んできたところです。

改定から10年余りの間に、国連におけるSDGsの採択、パリ協定の発効及び我が国の批准、第2次札幌市環境基本計画の策定など、環境教育を取り巻く状況は大きく変化してきました。

このような時代の流れに対応し、将来にわたる持続可能な社会の実現に資するべく環境教育の一層の推進を図るために、このたび、「札幌市環境教育・環境学習基本方針」として改定を行いました。

前方針において重点化対象としていた子どもに対する環境教育は、今後も継続していきますが、今回の改定では、それ以外の場面での環境教育や環境学習なども視野に入れて、より高い視点で環境教育・環境学習を捉え直しました。

これまでと同様に、本方針に基づいて、学校・家庭・市民団体・事業者などとの協働により環境教育を進めてまいります。

また、施策の進捗状況や効果などを定期的に検証する体制を整備し、取り組み状況の把握・評価に努めてまいりますので、皆さまのご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、方針の改定にご尽力をいただきました札幌市環境教育推進委員会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

2019年（平成31年）3月

札幌市環境局

もくじ

はじめに	3
第1章 改定の背景と目的	4
1 環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化	4
(1) 第2次札幌市環境基本計画の策定	4
(2) 環境教育等促進法の制定・施行	5
(3) 環境問題に関わる国際的な動き	5
(4) 札幌市教育振興基本計画の策定・改定	6
(5) 学習指導要領の改定	7
2 改定の目的	8
第2章 基本的な事項	9
1 基本理念	9
2 目指す将来像	9
3 環境教育・環境学習に関わる人が共有すべき価値観	9
(1) 自然からの恩恵やいのちを大切に感じる感性を重視する	9
(2) 体験を重視する	10
(3) 生涯にわたり環境学習を支援する	11
(4) 経済的側面、社会的側面も同時に向上させるよう配慮する	11
(5) 対象者に適した方法で行う	11
4 本方針の位置付け	13
第3章 札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習とその分野	14
1 札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習	14
2 環境教育・環境学習の分野	16
(1) 健康で安全な生活環境の確保に関するもの	16
(2) 低炭素社会の実現に関するもの	19
(3) 循環型社会の実現に関するもの	22
(4) 自然共生社会の実現に関するもの	24

第4章 札幌市の環境教育・環境学習の取組	27
1 取組の柱	27
(1) 学校などの教育機関で行われる環境教育の推進	27
(2) 「環境人材」の育成	31
(3) 環境教育・環境学習の場と機会の充実	33
(4) 情報の発信と行動の後押し	36
2 環境教育・環境学習の主体に期待される役割	37
(1) 学校など	37
(2) 家庭	38
(3) 地域	39
(4) 事業者	40
(5) 環境関連施設	41
(6) 札幌市	41
第5章 環境教育・環境学習の評価と改善	42
1 推進体制	42
2 点検・評価・改善	42

はじめに

私たち人間は一つの生物種として、この地球の上で他の生物と運命共同体ともいえる関係を成しています。

人間は、化石燃料をはじめとした地球上のさまざまな資源を利用して地球環境に負荷をかけながら生きており、自然の生態系の一構成要素でありながら、今やその中で極めて大きな力を持ち、人間の活動そのものが環境の状態を左右するようになっています。

地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与え始めており、札幌にいながら、世界のさまざまな場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。

私たちは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇等、人間の活動に起因する現代社会におけるさまざまな問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等に変化を起こして将来にわたって持続可能な社会を実現していかなければなりません。

そのためには、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動が環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、「行動」に結び付けていくための環境教育・環境学習が必要です。

都市と自然が共存する札幌には、環境教育・環境学習の題材が身近に豊富にあるという利点があります。この利点を認識して十分に生かしていくことが求められます。

環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があります。

持続可能な社会の実現のため変革を進める人としての役割を担う子どもたちを支援することは、これからも環境教育・環境学習の中心であり続けます。

そして大人に対しては、未来に持続可能な環境を引き継ぐため、子どもたちの見本となって環境保全について考え、行動を変えていくことを促すような環境教育・環境学習を行っていきます。

この基本方針は、環境教育・環境学習についての基本的な考え方や取組の方向性を示す役割を担っています。

環境教育とは

「環境教育」という言葉は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律で次のように定義されています。

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

本方針でもこの定義を踏襲しますが、「教育」よりも自ら主体的に学ぶ印象が強い「学習」という言葉を合わせて使うこととし、「環境教育・環境学習」と表現します。

第1章 改定の背景と目的

1 環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化

(1) 第2次札幌市環境基本計画の策定

札幌市は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「札幌市環境基本計画（1998年（平成10年）策定）」を全面的に見直し、まちづくりの最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で定める方針や「札幌市環境基本条例」を踏まえ、2018年（平成30年）3月に「第2次札幌市環境基本計画～次世代につなぐ環境首都・SAPPOROビジョン（以下、「第2次基本計画」という）」を策定しました。

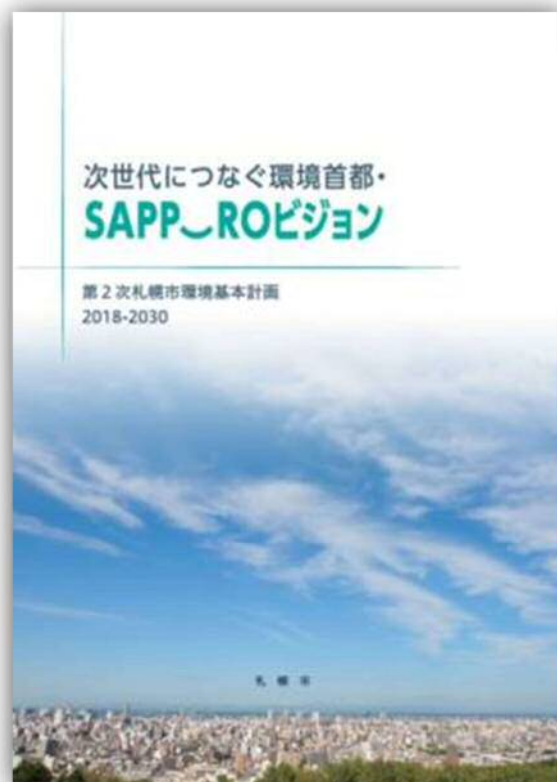
第2次基本計画では、2050年頃に目指す札幌の環境の将来像を【次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPPORO」】と定め、その実現に向けた2030年の姿（長期的な目標）と施策の方向を次の「5つの柱」として整理しています。

- ① 健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現
- ② 積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現
- ③ 資源を持続可能に活用する循環型社会の実現
- ④ 都市と自然が調和した自然共生社会の実現
- ⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組の推進

これらのうち「⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組の推進」の施策の方向として、幅広い世代への環境教育・環境学習の推進を掲げ、学校で行われる環境教育活動の支援をはじめとして、持続可能な都市の形成に向けて環境教育・環境学習を推進していくこととしています。

また、この計画を推進していくことで、後述するSDGs達成に環境保全の側面から貢献していくことを目指し、5つの柱それぞれに関連するSDGsのゴールとターゲットを明記しています。

環境を保全し持続可能な社会の実現を目指して、具体的な取組を方向付けるように環境教育基本方針を改定していく必要があります。



(2) 環境教育等促進法の制定・施行

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（2004年（平成16年）10月施行）は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「促進法」という）へと全部改正され、2012年（平成24年）10月に施行されました。

この中では、地方公共団体に対して、「その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」を策定するよう促しています。

また国では、促進法の規定により「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を2018年（平成30年）6月に変更し、公表しています。

これには、「知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間」や「既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間」といった環境保全推進のために求められる人間像のほか、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針などが記載されています。

札幌市で行われる環境教育・環境学習についても、国の考え方と整合性を図って進めていく必要があります。

(3) 環境問題に関わる国際的な動き

2015年（平成27年）にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月4日に発効しました。

この「パリ協定」は、気候変動枠組条約に加盟する196カ国の全ての国が参加する2020年（平成32年）以降の気候変動対策の新たな枠組みであり、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満（1.5℃以内に抑える努力を追求）に抑えることが掲げられ、そのために、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を生態系が吸収できる範囲に収めるという長期目標が掲げられました。

また、2015年（平成27年）9月にニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。



国連に加盟する全ての国は、このアジェンダを基に、2015年（平成27年）から2030年（平成42年）までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととしています。

我が国においても、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業等の役割等を示す「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めているほか、環境省においても、環境に関連している項目について国内外における施策を積極的に展開することとしています。

札幌市は、2018年（平成30年）6月にSDGs未来都市に選定され、市全体としてSDGsの推進に資する取組を行うこととしています。

SDGs未来都市とは、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現する潜在能力が高い都市・地域を内閣府が選定するものです。

札幌市がSDGsを推進するまちであることを広く市民に周知することに加え、市民一人一人が、温室効果ガス削減に貢献し、積極的に環境を守る都市「札幌」に住むことを誇りに思い、豊かな環境を未来に継承できるように、環境教育・環境学習を推進していく必要があります。

(4) 札幌市教育振興基本計画の策定・改定

札幌市教育委員会では、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的に、2014年（平成26年）2月に札幌市教育振興基本計画を策定し、さまざまな教育施策を進めてきました。

2018年度（平成30年度）末には、札幌市教育アクションプラン（後期）の策定に伴い同計画を改定しますが、これまでと同様に、世界の人々や次世代への思いをもって、環境と自分との関係性を考え、よりよく生きようとする態度を育むため、環境教育に係る施策を展開していくことを示しています。

また、2009年度（平成21年度）から各園・学校が共通で取り組んでいる「札幌らしい特色ある学校教育」においては、引き続き、その中核テーマとして「雪」「環境」「読書」を掲げ、関係部局が連携しながら、札幌の豊かな自然環境・人的環境・文化的環境を生かした特色ある学校教育を展開しています。

今後も、関係部局が協力し合いながら、支援を継続していく必要があります。

(5) 学習指導要領の改定

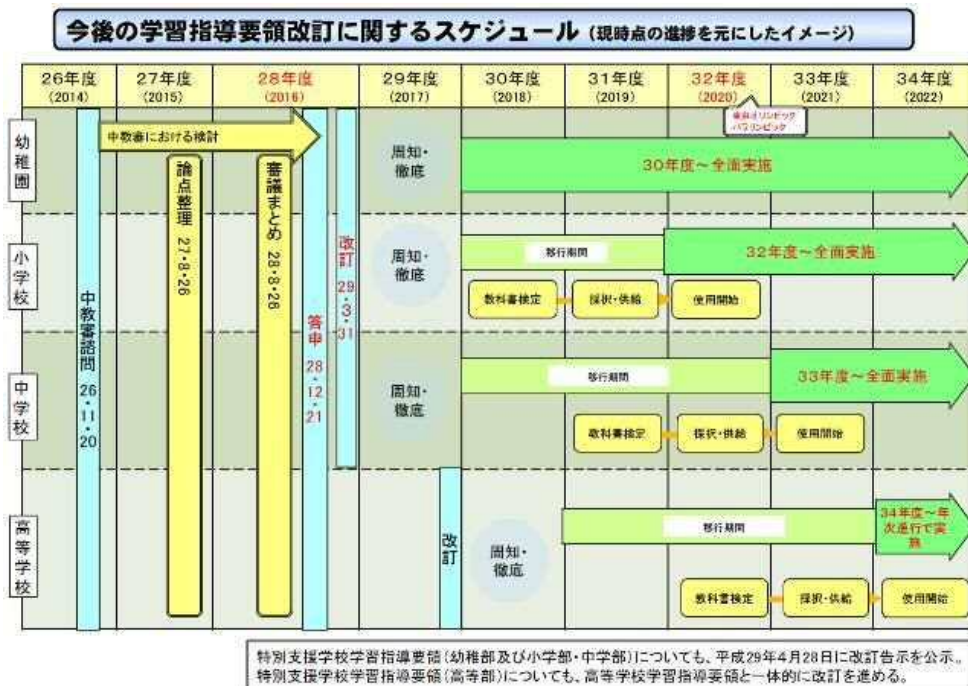
2017年（平成29年）3月、文部科学省は小学校及び中学校学習指導要領の全部改正について公示しました。新小学校学習指導要領は2020年度から、新中学校学習指導要領は2021年度から、それぞれ全面実施される予定です。

新学習指導要領には新たに前文が加えられ、「これからの学校（幼稚園）には、＜中略＞一人一人の生徒（幼児・児童）が、＜中略＞持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」とされており、全ての教科を通じて持続可能な社会に向けた教育（いわゆるESD¹）を行うべきことが強調されています。

教科別の解説においても、例えば小学校家庭科では「持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であると気付かせる」とされています。中学校社会科の地理的分野と公民的分野では、持続可能な開発目標（SDGs）に触れることとされるなど、持続可能な社会の担い手を育成することについて充実が図られています。

新学習指導要領では、子どもが生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することがポイントの一つとして示されています。例えば、生命の有限性や自然の大切さなどを学ぶに当たり、体験活動を重視し、家庭や地域社会との連携を継続していくよう工夫することが示されています。

本方針の改定後に順次施行される、学習指導要領等に基づく学校教育の実情に合わせて、環境教育面での支援内容や取組内容も追従していく必要があります。



¹ 【ESD】 Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略。地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これらの課題を自らの問題として捉え、一人一人が自分にできることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

2 改定の目的

札幌市では、持続可能な社会をつくるため、環境について理解と認識を深めるとともに、自ら考え、判断・行動することのできる人を育てることを目標に、環境教育に関するさまざまな施策を進めてきました。

2007年（平成19年）に改定した「札幌市環境教育基本方針」の下、地球環境問題を重点化テーマとして、また、子どもを重点化対象として、4つの取組の柱（①人材の育成、②情報の共有・活用、③プログラムの作成、④機会づくり・場づくり）に基づき事業を実施することによって、環境問題に「興味・関心を持ってもらう」という環境教育の第1段階においては、一定の成果を上げたといえます（【<資料編>これまでの取組と評価】参照）。

これまでの方針はテーマや対象を重点化する、すなわち焦点を絞ることによって成果を上げることを意図していましたが、1で紹介したように環境教育・環境学習を取り巻く状況は、大きく変化しています。

本方針では、第2次基本計画に掲げる目標に近づく方策・手段として環境教育・環境学習の果たす役割を強く意識して、従来よりも高い視点でその分野や取組を捉え直しています。

また改定に際して全体構成を見直し、

- 第2章「基本的な事項」は、環境教育・環境学習の意義や目指すもの
- 第3章「札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習とその分野」は、市民に理解を促し伝えるべき内容・分野
- 第4章「札幌市の環境教育・環境学習の取組」は、どのようにして伝えるかという取り組みの内容

という再整理を行いました。

第2章 基本的な事項

1 基本理念

第2次基本計画で掲げる、2050年に向けた札幌の環境の将来像「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市【環境首都・SAPPORO】」の実現に向けて

環境保全について真摯に考え、積極的に取り組む人を増やす

ことを環境教育・環境学習の基本理念と定義します。

2 目指す将来像

本方針による各種の取組が成果を上げ続けることによって、次のような社会が実現されることを目指します。

- 市民が「持続可能な都市²とは何か」について理解しています。
- 市民が札幌の環境の良さを実感し、自ら環境を改善する行動を選択し、周囲の人たちの行動にも良い影響を与えています。
- 環境配慮行動を認識するための場、考える機会が十分に提供されています。

また、第2次基本計画が目指す2050年の将来像も、本方針で目指す姿の先にあるものとして再掲します。

【第2次基本計画における将来像】

- 市民一人一人が積雪寒冷地における生活のあり方を工夫し、改善し続けることで、将来にわたって自然の恵みを守り、札幌らしい豊かな暮らしの文化が根付いている都市
- 産学官民が協力して、地球温暖化対策や生物多様性の保全、持続可能な資源循環など、国や地球規模での環境問題の解決に率先して取り組み、国内外にその取組と魅力を発信している都市
- 北海道の豊富な自然エネルギーや資源を活用することで、エネルギーや製品の地産地消が進み、環境関連産業が発展した北海道内の経済的循環の中心となることが実現している都市

3 環境教育・環境学習に関わる人が共有すべき価値観

(1) 自然からの恩恵やいのちを大切にす感性を重視する

私たち人間は地球上でさまざまな自然の恵みを受けながら生存してきました。

これからも永遠に地球や自然と共存していくためには、いのちとの関わりを大切にし、自然の豊かさやいのちの尊さについて感性を磨き、環境負荷を減らす行動を選択していくことが必要です。

地球上のいのちあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを一人一人が感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にできるようになることが望まれます。

² 【持続可能な都市】 自然の恵みが守られ、食料やモノ、エネルギーなどが将来にわたって確保されるとともに、人々の暮らしも楽しく、健康的なものであり続ける都市のこと（第2次基本計画）。

札幌には、手つかずの自然である原始林や、生きた動物を間近で見ることができる動物園などがあり、自然やいのちの大切さを学ぶことができる環境に恵まれています。これらの自然や施設において、身近な動植物に触れることにより、恵み豊かな環境を大切に思う心を育てていくことができます。

外来種や増え過ぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、さまざまな被害の原因となっているとき、これらの生物を駆除する活動が、他の動物や植物のいのちを守り育むために必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要です。

また、ペットを飼うことも人と動物とが共生するあり方の一つであり、動物愛護の精神を養い、心豊かな生活を送ることができるとともに、市民が責任を持ってペットを終生飼養³することで、いのちの大切さを身近に学ぶことにもつながります。

(2) 体験を重視する

経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは、具体的な行動には結び付きにくいものです。

特に子どもの頃に体験した驚きや感動などは、生涯における環境に対する価値観の形成に大きな影響を及ぼします。動物などの生き物との触れ合い、自然の中での体験は、五感（触れる・見る・聞く・嗅ぐ・味わう）に基づき環境の大切さを体感し、環境を大切に思う心を養い、人格形成のためにも貴重なものです。

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、学習に参加する者から気付きを引き出し、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを深めていくことが重要です。

その際、自分の世界と違った世界をつなぐという視点が重要となります。人は人とのつながりの中で知識を得て、理解を深め、価値観を形成させていきます。身近な家族や仲間のみならず、ときには、日常や人生の過程で深く接してこなかった人との出会いが、つながりの本質や自身の社会等の新しい価値を発見する一助となり、心を動かす大きな要因にもなり得ます。

体験の内容は、自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、ロールモデル（模範・手本）となるような人との交流体験も重要となります。

こうした体験の学びの実践においては、

- ・ 学ぶ側が主体であることを十分に意識すること
- ・ 感性を働かせて、自ら考えるというプロセスを設けること
- ・ 体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること
- ・ 人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること
- ・ 特定の結論や価値観に誘導しないように留意すること
- ・ 自己決定の機会を設け、それを尊重すること

などに留意することで、これまでになかった気付きや感動を得たり、自尊心や創造力を高めたりすることができます。

³ 【終生飼養】 動物がその寿命を迎えるまで適切に飼うこと。

なお、持続可能な社会づくりへの参加促進という大きな目的を達成するためには、体験活動を一過性のイベントで終わらせないようにすべきです。そのためにも、実践に関わる者が、おのおのの実践のねらいの具現化や、実践による効果（意識や行動の変化、創造的な事例の創出等）を可視化し、改善につなげていくことが必要です。

(3) 生涯にわたり環境学習を支援する

持続可能な社会の実現のために、私たちは、生涯を通じて環境保全の意識を持ち、自ら考え、学ぶとともに、環境負荷の少ない生活を送ることが大切であり、環境教育・環境学習は継続的・持続的に行われなくてはなりません。

幼児期から生涯にわたって継続的に必要とされる環境教育・環境学習の取組を進める際には、市民の学習ニーズを的確に捉えながら、関係部局や関係機関などが連携し、身近な地域で学べるよう支援することが必要です。

(4) 経済的側面、社会的側面も同時に向上させるよう配慮する

環境保全行動は経済成長、事業の成長を阻害するものであり、社会の発展のためには環境保全よりも事業の成長が優先されるという考え方が主流の時代がありました。生産性・効率性を求め続けた結果、社会は豊かにはなりましたが、地球環境に大きなダメージを与えてきたことが明らかになりました。

今や持続可能な社会を実現するためには、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であるとの認識が一般化し、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会の発展を犠牲にした環境保全もはや成立し得ず、これらを同時達成していくことが求められています。

そのためには、環境と経済、社会のつながりを理解して行動し、課題を解決できる人を育てるための人材や、それを他に広げる人材を増やすことが重要となっています。

環境保全の主張は、理想的な状態を求め過ぎ、誰もが当然に行動を改めるべきという考えになりがちで、その主張を受け入れる準備ができていない人にも強制するようなことが起きやすい側面があります。

環境保全活動と経済的な成長とのバランスを整えたり、従来の習慣を変えたり、新しい考え方を受け入れたりするまでには時間がかかることを理解し、環境教育・環境学習を行うに際しては、寛容な態度でその幅を広げていくことが重要です。

(5) 対象者に適した方法で行う

環境問題について気付いてもらえない人から専門家として自ら活動する人まで、人々の環境に対する関心度には差があるので、それぞれの対象者に合わせて取組を行っていく必要があります。

ア 関心を持つ人・理解する人を増やす取組

環境問題について全く関心のない人、気付いてもらえない人に向けて、自らに関係のあることであると認知、理解してもらう目的で行う取り組みです。

不特定多数を対象として呼びかけを行う普及啓発（広報周知）事業や、関心度の混在する特定多数への情報伝達（学校等で行われる授業など）の事業などを通して、環境問題は全員が影響を受ける可能性があり、また、環境問題を引き起こす当事者にもなり得るという認識をしてもらうような取組を行います。

イ 考える人・実行する人を増やす取組

環境問題や環境保全の活動について気付いた人や関心を持つ人に向けて、より深く考えてもらったり行動に移してもらったりする目的で行う取り組みです。

関心度の比較的近い人を対象として行う普及啓発、研修会、体験会、学習会などの形態で、行動を変える納得感や貢献意識を醸成したり、行動への障壁を低くするような後押しをしたりするような取組を行います。

ウ リードする人・広げる人を増やす取組

環境保全活動の優れた活動を他に広げたり、他をリードする人を支援したりする目的で行う取り組みです。

優れた活動を表彰したり、事例を共有するなどの方法により、次に続く活動を目指す人のヒントとなったり、刺激となったりするように行います。

また、すでに専門家として活躍している人の情報を他と共有したり活動の場を紹介したりするなど、活動をスムーズにするような支援を行います。

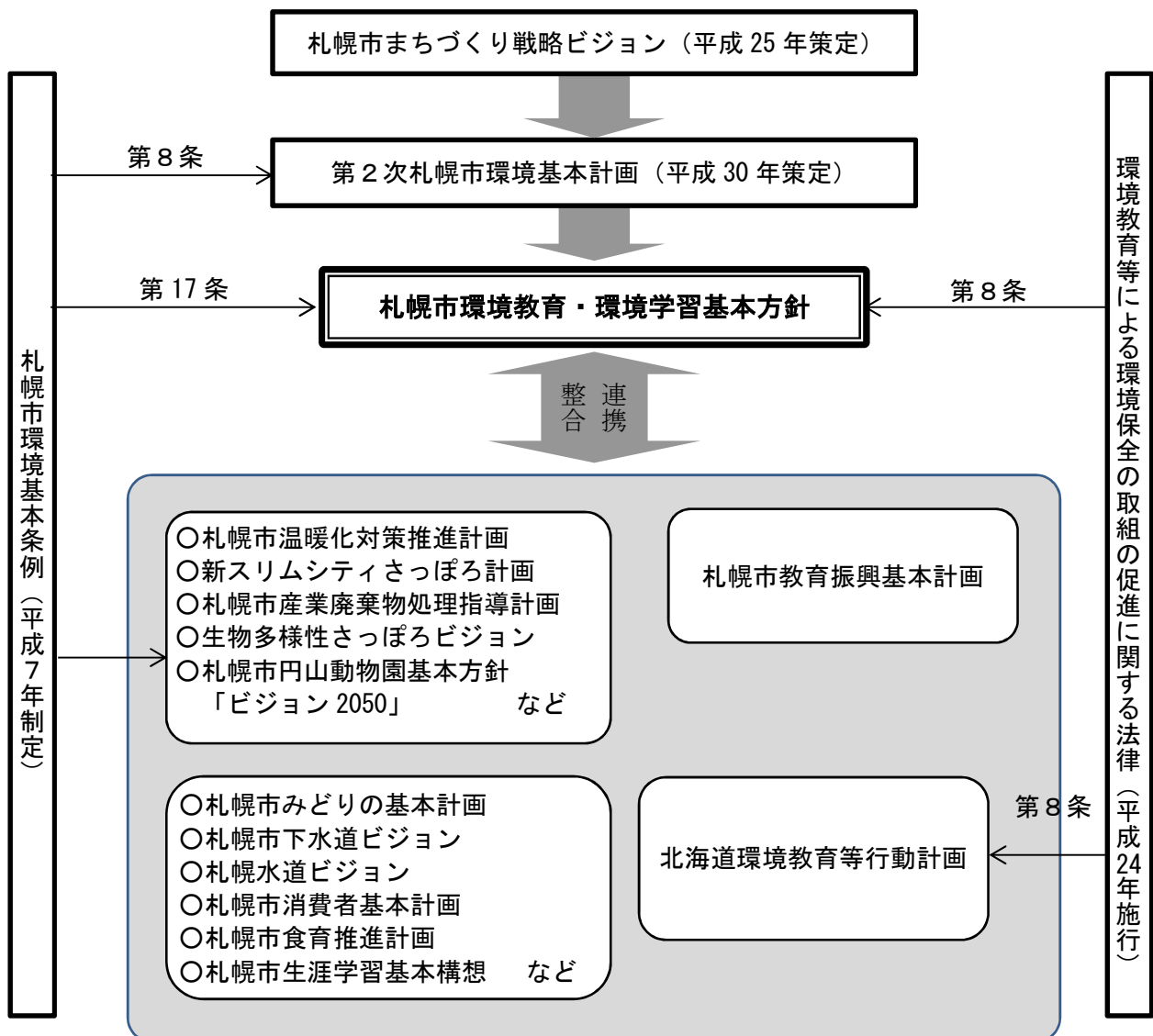
4 本方針の位置付け

本方針は、札幌市環境基本条例第17条の規定を踏まえ、札幌市の環境教育・環境学習の基本的な考え方を明らかにするとともに、持続可能な社会の構築に向けてあらゆる主体が自発的にそれぞれの役割を果たしながら改定、継続的に取組を進めていくための方向性を示すものです。

環境教育・環境学習では、環境に関心を持ち、学びを通して、環境について理解と認識を深めるとともに、自ら考え、具体的な行動や活動につなげ、そして、環境に配慮した行動や活動を自発的・継続的に行う人材の育成を目指しています。

また、第2次基本計画における札幌の環境の将来像に近づく方策としての環境教育・環境学習の取組の方向性を示すとともに、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」や、本市のそれぞれの分野における個別計画である「札幌市温暖化対策推進計画」、「新スリムシティさっぽろ計画」、「札幌市みどりの基本計画」などと相互に連携を図ります。

本方針は、促進法第8条が求める行動計画としての位置付けも有しており、同様に北海道が策定した「北海道環境教育等行動計画」との整合性も図っていきます。



第3章 札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習とその分野

1 札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習

札幌は、四季の変化が明瞭で、みどりや水などの自然に恵まれています。このように豊かな環境が、毎年多くの観光客が訪れる魅力ともなっています。

札幌の環境の魅力は、都市の生活環境と自然環境とが調和していることでもあり、この利点を認識して環境教育・環境学習に十分に生かしていくことが求められます。

また、札幌には下水道や清掃工場など環境に関わる社会インフラ（基盤）が整っており、さらに、環境プラザをはじめとした環境教育・環境学習関連施設が市内各所に設置されているという状況を十分に活用して、環境教育・環境学習を進めていく必要があります。

一方で、積雪寒冷地であることから暖房エネルギー消費量は他地域よりも多く、特に市民生活に関わる部分からの温室効果ガス排出量が多いといった課題を抱えており、このような特性を踏まえた環境教育・環境学習が行われることも必要です。

札幌には、スパイクタイヤ⁴による粉じん問題を克服したり、カムバックサーモン運動によって豊平川の水質改善を図ったり、家庭ごみ排出ルールの変更をきっかけにごみの減量を実現したりという歴史もあり、これらの経験から学んだことを環境教育・環境学習につなげていくという視点も重要です。

スパイクタイヤ規制

札幌市は積雪寒冷地帯のため、冬季間は路面が凍結することから、かつてはスパイクタイヤが使用されていました。

1970年代に急速に普及し、札幌など積雪寒冷地では、スパイクタイヤ装着率が100%近くになりました。スパイクタイヤの普及と同時にアスファルトが削られることで上がる粉じんによる環境問題も発生し、社会問題化。1986年（昭和61年）、札幌市で、スパイクタイヤ規制の条例化を求めて直接請求の署名運動が起こり、翌年、「札幌の街を車粉から守るためスパイクタイヤの使用を規制する条例」が施行されました。

その後、スパイクタイヤはほとんど使用されなくなり、粉じんによる環境問題は解消されました。



粉じんが舞っている様子



スパイクタイヤ

⁴ 【スパイクタイヤ】 主に金属製の鋌をトレッド面（路面と接する踏面）に打ち込んだ雪道走行用のタイヤ。鋌によるグリップで、圧接や凍結した道路でも安定した走行ができる反面、積雪のない舗装路を走行すると、鋌が路面を傷つけてしまい、削られたアスファルトなどの粉じんによる環境汚染や健康被害などが問題視され、1990年（平成2年）6月施行の「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」で規制対象となった。

豊平川の水質改善（カムバックサーモン）

豊平川は、昔から多くのサケが帰ってくる川でした。豊平川での最初の本格的なサケ増殖事業（親鮭の捕獲と稚魚の放流）は、1937年（昭和12年）から1953年（昭和28年）の間に実施されていました。その後、札幌の人口増加に伴い、家庭排水や工場排水によって、魚もすめないほど水質が悪化し、事業は中止されます。

1978年（昭和53年）、再びサケを呼び戻そうと市民団体「さっぽろサケの会」が設立され、「カムバックサーモン運動」が始まるとともに、市民の河川への関心と豊平川独自のふ化場設置を求める声の高まりから、1984年（昭和59年）、「札幌市豊平川さけ科学館」が開館します。

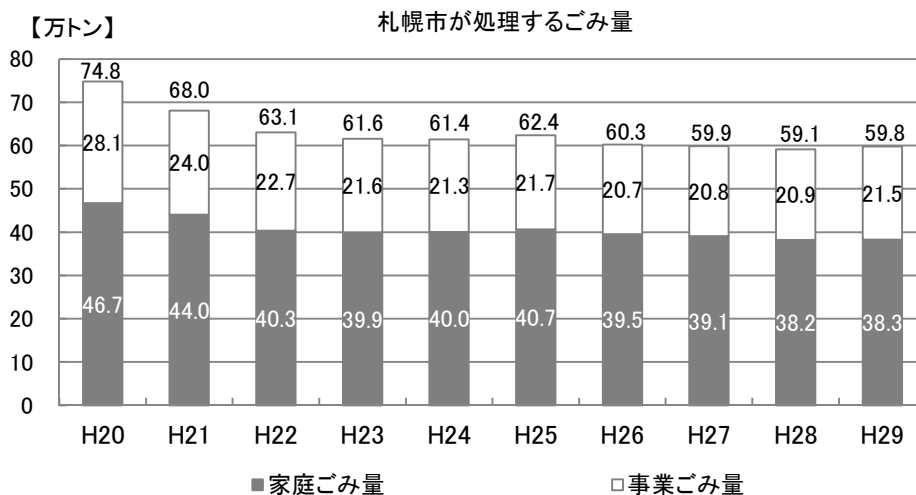
これらの団体の取り組みと下水道の普及によって、豊平川はサケが自然繁殖できるほどの水質までに回復しました。豊平川さけ科学館ではサケのふ化・放流を続けており、サケや水辺の生き物を通して、環境保全の大切さを伝える環境教育を行っています。

なお、2014年（平成26年）からは、1980年代にカムバックサーモン運動によって遡上が復活したサケ個体群を、人の助けによらず自力で世代交代していける「野生魚」に戻すことを目指して、札幌ワイルドサーモンプロジェクトが始まりました。

ごみ排出量の推移

家庭ごみは、有料化や「雑がみ」、「枝・葉・草」の分別収集の開始などを含む新ごみルールを2009年度（平成21年度）に導入し、大きく減少しました。また、事業ごみについては、2014年度（平成26年度）に過去最少のごみ量となりましたが、その後は横ばいで推移しています。

その結果、札幌市で処理する、家庭ごみ及び事業ごみを併せたごみ排出量は、2017年度（平成29年度）に59.1万トンとなっており、2008年度（平成20年度）の74.8万トンと比べると約8割まで減少しています。



2 環境教育・環境学習の分野

第2次基本計画に示される施策の方向と整合性を図り、本方針で扱う環境教育・環境学習の分野を以下の4つに分類します。

- ・ 健康で安全な生活環境の確保に関するもの
- ・ 低炭素社会の実現に関するもの
- ・ 循環型社会の実現に関するもの
- ・ 自然共生社会の実現に関するもの

(1) 健康で安全な生活環境の確保に関するもの

私たちの生活を取り巻く大気、水、土壌に汚染がなく安全な環境であることは、札幌で生活する人々にとって全ての活動の前提です。

私たちは、高度成長を経験する中で発生した公害などをさまざまな取り組みによって克服してきました。そして今後も環境が汚染されないように、努力を続けていく必要があります。

汚染のない安全な環境のためには、維持管理の費用が必要であること、また安全な環境に慣れてしまうとそれまでの努力が忘れられがちであることを理解し、一人一人が汚染の原因をつくらないように認識を深めるための環境教育・環境学習が必要です。

また、年間約6mもの降雪がある札幌にとっては、気候変動の影響により大雨や大型の台風に加えて大雪のリスクも高まっており、異常気象にも対応できるような適応策についても認識を広げていく必要があります。

健康で安全な生活のために欠かせない「食」についても、食生活が自然の恵みによって成り立っていることや、食料の生産から消費に至る食の循環などの理解を広げていくことが重要です。

＜この分野で理解を促し伝えること＞

- ・ 良好な大気、水、土壌その他の環境を確保するために行われている事業や仕事について
- ・ 水生生物の生息調査などを通じた水辺環境の保全の重要性
- ・ 気候変動に伴い増加・激甚化している自然災害から身を守るための知識や普段からの備えについて
- ・ 「食育」の機会を利用した、食の循環や環境・安全を意識した食生活について
- ・ 公害を乗り越えてきた歴史や、現在の生活環境が先人たちの努力で作られてきたこと

大気汚染測定

札幌市では、大気汚染の現況を把握するために 11 カ所の一般環境大気測定局、5 カ所の自動車排出ガス測定局を設置し、計 16 カ所で大気の状態を測定しています。

測定局の内部には、自動測定器が設置されており、24 時間体制で大気に関するデータを収集しています。収集したデータは、市役所に設置されている環境情報センターに転送され、さまざまな統計や解析に使用されます。



札幌市大気環境観測データ速報システム

水辺の体験学習

札幌市では、学校・市民（市民活動団体）等が自主的に取り組んでいる水生生物観察会や水質調査に対し、水生生物調査ハンドブックの提供、観察用具の貸出しや職員の派遣等の支援を行っています。



小学校への出前授業

札幌市では、次世代の担い手となる子どもたちに下水道について関心を持ってもらうことを目的として、子ども向けパンフレット「みんな知ってる？ さっぽろの下水道」を作成し、配布しています。

当パンフレットの内容や各小学校のリクエストを基に出前授業を実施。札幌市下水道科学館の見学と併せて活用することで、さらに下水道に関する理解を深めてもらっています。



みんな知ってる？ さっぽろの下水道



出前授業の様子

食育

食事や食物に関する知識と選択力を身につけ、健全な食生活が送れるようにするための教育のこと。

札幌市では、市民が「食」に関するさまざまな知識を身に付け、「健全な身体」を培い、「食」に関する人々の苦労や努力、伝統的な食文化を理解することにより、豊かな心を育て、笑顔が広がる街づくりを目指しています。

<札幌市の取り組み>

- **環境を考えた食生活実践のため、ごみの減量やリサイクルの推進**
容器包装簡素化イベントの開催など
- **エコクッキングやフードリサイクルなど環境にやさしい食生活の推進**
エコクッキングでの市民生活、生ごみのたい肥化の取り組み、さっぽろ学校給食フードリサイクルの取り組みなど
- **家庭、事業所等からの食品ロスの少ない社会の推進**
生ごみ廃棄量の減量、「2510（ニコッと）スマイル宴」事業の啓発など

(2) 低炭素社会の実現に関するもの

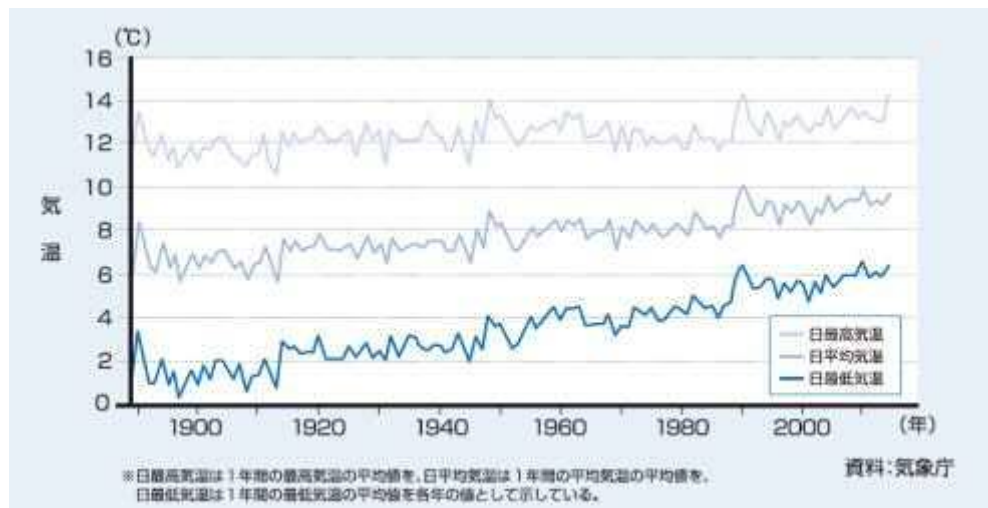
温室効果ガスの増加が地球温暖化を招き、異常気象（極端現象）を引き起こしているといわれています。

異常気象の事例



2014年(平成26年)9月11日 清田区有明地区

札幌の気温の変化



しかしながら、私たちの生活は、その大部分が化石燃料⁵を由来とするエネルギーに支えられています。特に札幌は冬期間の暖房エネルギー消費量が他地域よりも大きく、化石燃料由来のエネルギー消費を削減していく必要があります。

このためには、灯油やガスなどの消費を減らす省エネの推進や、再生可能エネルギーへの転換などが有効ですが、これは温暖化対策のみならず、エネルギー自給率の向上につながり、エネルギーの安定確保や、エネルギー調達に係る富の地域外流出を防ぎ、地域経済の活性化も期待できるものです。

こうした取り組みの必要性を多くの市民が理解し、自ら実行していくための環境教育・環境学習を進めていく必要があります。

⁵ 【化石燃料】 石炭、石油、天然ガスなど、過去の動植物の遺骸が変化して生成した燃料。燃やすと大きなエネルギーを得ることができるが、CO₂などの温室効果ガスを大量に放出する。

＜この分野で理解を促し伝えること＞

- ・ エネルギー消費と温暖化との関連、省エネ行動の必要性とその方法
- ・ 住宅のエネルギーロスの状況や、省エネ家電や高効率機器⁶、高断熱・高気密住宅などの必要性
- ・ 電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車の特徴や、エコドライブの重要性とその方法、公共交通機関の利点
- ・ エネルギーの地産地消や、温室効果ガスの削減に向けた再生可能エネルギーの利用について
- ・ 地球温暖化によりすでに異変が起き始めていることや、温暖化の進行による今後の予測について

住宅のエネルギーロスの抑制

家庭の省エネルギーを進める上では、省エネ性能の高い冷暖房機器を選択するとともに、住宅そのものの省エネ性能を上げることも重要です。エネルギー消費が少ない家のことを省エネルギー住宅といいます。

省エネルギー住宅は、夏は「日射遮蔽^{しやへい}」により外からの熱を室内に侵入させず、冬は「断熱」により室内の温かい空気を逃がさないため、冷暖房のエネルギー消費を抑え、快適に過ごすことができます。

また、省エネルギー住宅は、カビやダニの発生を抑制し、構造材の腐朽の原因となる結露も少なく、さらに、部屋間の温度差も少なくなるため、ヒートショックによる健康被害も防止できます。

なお、冷暖房機器等による省エネ性能の向上に加え、断熱性能に優れ、太陽光などによりエネルギーを創り出す（創エネルギー）ことで、一次エネルギー消費量（空調・給湯・照明・換気）の年間収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅「ZEH^{ゼッチ}（Net Zero Energy House）」が注目されています。

⁶ 【高効率機器】 省エネ効果の高い電化製品や熱源機器のこと。空気中の熱を集めて利用するヒートポンプエアコンや、発電の際の排熱を有効利用するコージェネレーションシステムなどがある。

FCV、公共交通利用促進

(1) FCV (Fuel Cell Vehicle、燃料電池自動車)

札幌市では、将来的な水素社会の形成に向けて、水素エネルギーに対する市民等の理解促進を図るとともに、FCVの普及、FCVの動力源である水素を供給する水素ステーションの早期導入を促進することで、道内の水素需要を札幌から創出し、拡大するための取組を進めています。

FCVは、水素と酸素の化学反応を利用する燃料電池によって発電した電気エネルギーでモーターを回して走行する自動車で、走行時には水しか排出しません。

動力源となる水素は、再生可能エネルギーで発電した電気を活用して製造できることから、製造から利用までCO2フリーの「究極のエコカー」として期待されています。



札幌市が導入したFCV

(2) 公共交通利用促進

札幌市では、まちのほぼ全ての場所に地下鉄、JR、市電、バスなどの公共交通機関で移動することができます。可能な限り公共交通を利用することで、道路の渋滞やCO2排出量が減り、環境にやさしいまちになります。

札幌市では、公共交通の利用者数は、2012年度（平成24年度）以降微増しているものの、過去30年間では10%以上減少しています。一方で、自動車の保有台数は年々増加しています。

札幌市の現在の充実した公共交通ネットワークを今後も維持していくためには、市民一人一人が、公共交通機関や自動車をかきこく使い分けることがとても重要です。



市電（路面電車）



バス



地下鉄

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、石油・石炭などの化石燃料と違い、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しない優れたエネルギーです。再生可能エネルギーには太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱のほか、生物由来のバイオマスなどがあります。



太陽熱温水器（札幌市次世代エネルギーパーク）

(3) 循環型社会の実現に関するもの

都市においては、さまざまな資源やエネルギーを利用して生産された製品を大量に消費し、最終的に廃棄物として処分しています。

札幌市では2009年（平成21年）に、家庭ごみ有料化を含む「新ごみルール」を導入したところ、家庭から出る燃やせるごみの量は大幅に減少し、清掃工場の一つを廃止することができました。また、事業ごみも減少傾向にあり、市民・事業者の高い環境意識により、環境への負荷は着実に少なくなっています。

今後、持続可能な社会をさらに発展させていくためには、天然資源の消費を抑制し環境負荷を下げるべく、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の2Rを最優先に、再生利用であるリサイクルを含めた3Rの重要性について市民・事業者が理解し、取り組んでいくことが求められています。

このために、循環型社会を築いていくことの必要性やごみの排出ルール、リサイクルの方法、適正なごみ処理に関する情報などを丁寧に伝え、一人一人の行動につなげる環境教育・環境学習を推進します。

＜この分野で理解を促し伝えること＞

- ・ 循環型社会が求められる理由
- ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の重要性とその方法
- ・ 限りある埋立地の長寿命化について
- ・ 持続可能な消費につながる地産地消・フェアトレードなどのエシカル消費⁷や、環境に優しい製品・サービスの購入などについて

⁷ 【エシカル消費】 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと（消費者庁）。

クリーンミーティング

札幌市では、2018年（平成30年）3月に策定した「新スリムシティさっぽろ計画」に基づき、これまでのごみ減量・リサイクルに加えて、2R（リデュース・リユース）の取組や、家庭ごみ全般の分別・排出方法をテーマに、各清掃事務所の職員が地域を訪問し、出前講座を実施しています。

<実施内容>

- 1 ごみの減量や分別、札幌市の現状の解説
- 2 容器包装プラスチックや雑がみの分別のポイントなどの説明
- 3 新スリムシティさっぽろ計画と2R（リデュース・リユース）の説明
- 4 リサイクルの方法や小型家電などの回収拠点の紹介



リユース（古着回収）、食品ロス削減（日曜日は冷蔵庫をお片づけ）

(1) リユース（古着回収）

札幌市では、家庭で不要になった古着を、回収拠点にて無料で回収し、再利用（リユース）する取り組みを進めています。この取組を市民に広く浸透させ、ごみの減量と古着の有効活用を推進します。



古着回収協力店のステッカー

札幌クリーニング協同組合と協定を締結し、市民に身近で利便性の高い「クリーニング店」（一部）で古着を回収しています。

(2) 食品ロス削減・日曜日は冷蔵庫をお片づけ

日本では、年間2,842万トンの食品廃棄物等が発生しています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は646万トンにもなります。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（2015年（平成27年））で年間約320万トンの約2倍に相当し、食品ロスを国民一人当たりで換算すると”お茶碗約1杯分（約139g）の食べもの”が毎日捨てられていることとなります。

家庭における食品ロスの発生要因としては、過剰除去（野菜や果物の皮を厚くむき過ぎる等、食べられる部分まで除去して廃棄すること）、食べ残し、手付かずのまま捨てられる食品（手付かず食品）が挙げられます。

札幌市の家庭から出る食品ロスは年間約2万トン発生しているため、札幌市では、週に1度、日曜日に冷蔵庫の中をチェックして、使いきり・食べきりで食品ロスを減らす取り組みの「日曜日は冷蔵庫をお片づけ。」を呼び掛けています。

※ 食品廃棄物等、食品ロスの量は、2015年度（平成27年度）の推計値。

消費者教育

消費者の自立を支援するための教育を指し、悪質商法や特殊詐欺などによる消費者被害を防ぐための教育に加え、持続可能な社会の形成に向け、消費者が自主的かつ合理的に行動するための教育も消費者教育に位置付けられます。

札幌市では、「次世代につながる消費生活の推進」を重点課題の一つとして、これまでに、

- 1 環境教育と連携し、社会的な影響を意識した行動推進のための消費者教育講座
- 2 持続可能な社会の形成に向け、ごみ減量・リサイクルに関する行動の喚起と促進のためのイベントや出前講座等
- 3 環境プラザからの省エネルギー・省資源などのエコライフに関する情報発信
- 4 無駄なく、賢く、省エネ・節電を楽しむ暮らし方の啓発

などを行ってきました。

今後も引き続き、持続可能な社会の形成に向けた消費者教育を推進していきます。

フェアトレード啓発

フェアトレードとは、公平な貿易のことで、開発途上国で弱い立場にある生産者・労働者の商品を安く買い叩くのではなく、生産者・労働者がその商品の生産によって生活改善を実現し、自立することを目指す国際貿易のしくみです。フェアトレードは、エシカル消費の1つです。



国際フェアトレード
認証ラベル



フェアトレード団体
(FTO) マーク

(4) 自然共生社会の実現に関するもの

私たちの暮らしは食料や水の供給など、生物多様性⁸を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。

過度の人間活動がもたらした動植物の生息環境の変化や消失が、将来の人間を脅かす事態につながっています。

都市部に住み、多くの製品やサービスを消費する私たちは、見えないところで生態系サービスの恩恵を受けていることから、自らの行動が世界全体の生物多様性の保全に関わっていることを認識しなくてはなりません。

⁸ 【生物多様性】 地球上の生き物の種の間さまざな違いが存在すること、またそれらの種が持つ遺伝子にさまざな違いが存在すること、そして、環境と生き物の相互作用で形成されるさまざな生態系が存在すること（生物多様性さっぽろビジョン）。

地域の自然の保全はもとより、エネルギーや資源の消費量を抑制することで生物多様性が保全され、地球環境の安定や各種資源の源である世界全体の生態系サービス⁹を守ることにつながります。

人は生き物同士のつながりの中で存在しており、多様性を保全することが持続可能な社会の実現につながっていることを一人一人が理解し、自然環境への負荷を減らすライフスタイルに転換していくことが求められています。

また、札幌は周囲を豊かな自然に囲まれていることで、クマやシカなどの野生鳥獣が身近に生息しており、人間生活とのあつれきが生じやすい状況にあります。生き物同士のつながりを保全するためにも野生鳥獣を排除するのではなく、いかに共生していくかを考え、実行する必要があります。

公園や水辺における身近なみどりは、さまざまな生物が生息・生育する場所であり、そこで取り込まれる動植物の保全活動も、環境教育・環境学習につながるものです。

<この分野で理解を促し伝えること>

- ・ 札幌の暮らしも、世界の生物多様性の恵みに支えられて成り立っていること
- ・ 生物多様性の喪失が地球環境問題になっていること
- ・ 身の回りのものがどこから来てどこへ行くのかということ
- ・ 人と野生鳥獣との共生について
- ・ 希少種の生息・生育環境の保全の重要性
- ・ 水やみどりと触れ合う機会の創出による、都市環境林¹⁰などの森林や水辺の役割について
- ・ ライフスタイル・事業活動の転換につながるグリーン購入の意義について

⁹ 【生態系サービス】 人間が生態系から得ている利益のこと。食べ物や木材などの「もの」だけではなく、森林のCO₂吸収機能なども含めた自然の恵みのこと。

¹⁰ 【都市環境林】 都市近郊林の保全・活用を目的として、主に市街化調整区域の民有林を公有化した樹林地で、1993年度（平成5年度）から開始し、札幌市では37カ所、1,725.35haを指定している（2017年（平成29年3月31日）現在）。

野生鳥獣との共生

持続可能な社会のためには、これからも生き物がすむ自然を大切に守るとともに、生き物の特徴を理解し、野生の動物には絶対に餌を与えないなど、一定の距離を保ちながら共存できるよう、上手な付き合い方をしなければなりません。以下に、ヒグマ、シカ、カラスの生態・特徴を紹介します。

(1) ヒグマ

ヒグマは基本的に人を警戒し、人に近付かない動物ですが、一度ごみを食べたヒグマは、ごみに執着し、市街地に出没したり、人間につきまとったりするなどの行動をとる恐れがあります。そのため、山中などのヒグマの生息域に入った際は、絶対にごみを放置せず、必ず持ち帰らなければなりません。

札幌市では、ヒグマによる被害の防止とヒグマとの共生を両立するために、ヒグマの市街地侵入抑制策を中心とした未然防止の取組と出没時の対応を適切に行うことを目的とした「さっぽろヒグマ基本計画」を2017年（平成29年）3月に策定しました。生物多様性の保全を前提とし、ヒグマとのあつれきを軽減することで、市民生活の安全の確保を図りながら、ヒグマとの共生を目指しています。

(2) シカ

エゾシカは、基本的に臆病な動物で、人を襲うことはありませんが、興奮すると暴れることがあります。決して、驚かせたり、刺激したりしてはいけません。

また、車に乗っていて見つけたときには、車の速度を落としましょう。群れを成して、続けて飛び出してくることがあるので、十分注意しましょう。

緑地や河川で見つけたときは、むやみに騒いだりせず、静かに見守りましょう。ほとんどの場合、夜になると元の山林に戻ります。

(3) カラス

カラスは本来雑食性で、木の実や動物の死骸など自然界のものをエサとして生きていましたが、人間の排出する生ごみをエサとするようになってから、市街地に集中するようになりました。

これは、家庭などから排出される生ごみが、カラスを呼び寄せた結果で、エサとなる生ごみを減らすことで市街地のカラスの数も減らすことができると考えられています。

カラスの数は食べ物となる資源の量によって決まります。目の前のごみステーションにカラスが群がることは、その地域の環境問題と捉え、一人一人がごみの減量とごみ出しマナーの徹底を図ることが大切です。

市民参加型生き物さがし（さっぽろ生き物さがし）

札幌の自然環境の状況を把握することを目的に、森林、草地、水辺などの環境の指標となる生き物を市民みんなで調べる一斉調査で、参加者から寄せられた結果を元に生き物マップを作成しています。



案内チラシ



調査の手引き



生き物さがしの様子

(1) 森林の機能、経済的価値

森林には、木材を生産する機能のほかに、洪水や濁水を緩和し、水質を浄化する機能や、土砂の流出や崩壊を防ぐ機能、CO₂を吸収し貯蔵する機能などがあります。林野庁の試算では、年間約75兆円、日本の森林（面積：2,500万ha）1haあたりに換算すると、年間約300万円になります。

(2) 森林を守る制度

札幌には、森林の保全と活用を目的に民有林を買い取った「都市環境林」、森林所有者の協力により、自然とのふれあいの場として開放している「市民の森」、都市景観の形成や環境の保全などのため樹林地を指定した「特別緑地保全地区」などがあります。



白旗山都市環境林

第4章 札幌市の環境教育・環境学習の取組

1 取組の柱

第3章2「環境教育・環境学習の分野」で整理した内容を伝える手段として、取組の柱を以下の4つに分類します。

- ・ 学校などの教育機関で行われる環境教育の推進
- ・ 「環境人材」の育成
- ・ 環境教育・環境学習の場と機会の充実
- ・ 情報の発信と行動の後押し

(1) 学校などの教育機関で行われる環境教育の推進

学校等における環境教育・環境学習では、自ら札幌の自然や環境を守り育てようとする意識・行動や、環境の保全に配慮した望ましい働き掛けのできる技能や思考力、判断力を育てることが大切です。

学校等で行われる環境教育・環境学習に対して、次のような取り組みを行います。

ア 学校等で行われる環境教育

- 環境に関する学習活動の研究実践や、エコスクール、エコアクション¹¹の取り組みなどにより、子どもたちが身近な題材を通して平和や環境と自分との関わりを考えたり、自分ができることに取り組んだりする教育活動を推進します。
- 学校等で行われている実践をあらゆる人が自らの活動の参考にできるよう、情報発信を行います。
- 就学前の子どもに対する環境教育は、良い生活の習慣化に大きな影響を与えると考えられることから、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて、すでに行われている環境保全意識を育てるような活動の情報を収集し、他に広げていく取り組みを行います。

学校教育における研究実践の推進

札幌市では、札幌らしい特色ある学校教育の中核テーマである「雪」「環境」「読書」に関わる取り組みの充実ため、研究実践校における効果的な実践事例を普及・啓発する「札幌らしい特色ある学校教育推進事業」を実施しています。

テーマ「札幌の未来を見つめる【環境】」では、教科等の教育課程に位置付けた実践研究や札幌および札幌近郊の農家・農園等における農業体験に関する実践研究を行っています。

写真



¹¹ 【エコスクール、エコアクション】 札幌市の全ての市立幼稚園・学校が、「エコスクール宣言校」として、自校において節電、節水、ごみ減量などの取り組みを行っている。エコスクール宣言校では、「環境首都・札幌」の宣言日6月25日の前後2週間を「さっぽろっこ環境ウィーク」とし、この期間を中心に「環境」をテーマとした「エコアクション」の取り組みを一斉に実施している。

幼稚園・保育所の事例紹介（幼児期の環境教育）

環境に対する姿勢や問題意識は、幼児期の体験に大きく左右されるものです。そのため、幼児期には遊びを通して環境に興味や関心を持たせ、日々の生活で繰り返し実践できる活動を無理せずに行うことで、環境問題等への意識を高めていくことが大切です。例えば、園庭で野菜を育てる活動では、畑の草取りや水やりなど、苦勞して育てた分、喜びも大きいものになります。栽培に取り組んだことへの満足感や充実感から、自分たちの身の回りの環境に対する関心が高まっていきます。

また、雪だるまづくりや雪合戦などの雪遊びも、雪国ならではの環境教育・環境学習といえます。雪に触れる体験は、自然の面白さや暮らしそのものが自然と寄り添うものであることに気付くきっかけになります。

写真

イ 環境教育教材や体験の機会などの提供

- 児童生徒等の発達の段階に応じた体験を通じて環境について学ぶ機会が充実するよう、また、各学校等での教育活動において環境問題を取り上げやすくするよう、教科書を補足する環境副教材や学校単独では用意することが難しい環境教育の体験用教材、施設見学の交通手段などを提供していきます。
- 子ども一人一人が環境問題を身近に感じ、簡単にできる環境保全活動に気付くためのツールとして、引き続き、エコライフレポート¹²を各小中学校に提供していきます。

¹² 【エコライフレポート】 子どもたちが、家庭でのエコ行動の声掛け役となり、継続して実践してもらうことを目的として、夏休みと冬休みの前に、全市立小・中学生にエコライフレポート（用紙）を配布するもの（2008年度（平成20年度）の冬休みから全市立小中学校を対象に実施）。なお、休み中に取り組んだ結果を学校ごとに集計し、それを「CO₂排出量」に換算し、フィードバックしている。

札幌市環境副教材

学校における環境教育は、社会科や理科、道徳科、家庭科・技術科、保健体育など複数の教科に位置付けています。札幌市では、学校での環境教育をより効果的に行ってもらうために、市内の小学生を対象に環境副教材を作成し、配布しています。

副教材は、毎年、小学校教員で構成されるワーキンググループを設置して、改訂を実施し、新1・3・5年生に配布しています。



1・2年生用環境副教材

エネルギーの「見える化」を活用した学習

学校で使用する電気、ガス、水について、その使用量やCO2排出量等をグラフや数値、イラストで「見える化」するための表示設備を一部の学校で整備しています。

太陽光パネルの発電量と日射量等を比較する学習などに活用し、エネルギーや環境について自ら考え、判断し、表現する態度や能力を身に付けるための環境教育に取り組んでいます。

写真

ウ 教員向けの研修

- 学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員には、環境に対する見識を深め、感受性を豊かにし、指導力の向上を図り、授業の改善や充実に努めていくことが求められます。
- 札幌市教育センターにおいて行われる教員研修で、環境教育に関する専門的研修講座を設け、学校における環境教育の実践を推進するための担い手を育てます。
- 新学習指導要領で示されている「持続可能な社会の創り手」の育成に対応し、SDGsなどの基本知識を習得するための研修を教員向けに実施します。

エ 学校向けの環境教育施設設備の整備

- 学校施設の改修等の際に設置した太陽光発電設備や、地域在来の動植物に配慮した緑化やビオトープづくりなどを教材として活用した環境教育を進めていきます。

学校太陽光発電設備

学校施設は、災害時の避難拠点に指定されていることから、災害停電時に太陽光発電設備で発電した電気を使用できるように、2000年度（平成12年度）から順次、耐震補強工事と合わせ、市立学校に設置してきました。2018年度（平成30年度）までに159校に設置しています。

なお、太陽光発電設備とともに最大需要電力表示装置を導入することで、環境教育の教材として活用されています。



太陽光発電設備（新琴似緑小学校）

ビオトープ

ビオトープとは、ドイツ語で「生き物のすみ場所」という意味です。

学校ビオトープとは、学校の敷地内に、地域在来の昆虫などの生物の小生活圏として設けられた草地や池などの空間(ビオトープ)のことで、人と自然との共存などを体験的に学ぶ、環境教育の教材です。

市内の公園では、平岡公園にあるほか、厚別山本公園に約6haのビオトープを造成中です。

写真

(2) 「環境人材」の育成

環境教育・環境学習で重要となる体験活動や実践活動は、学校外の専門家や地域で環境に関する活動を行っている「環境人材」の協力を得て行うことが有効です。

市内各所で自然体験活動などの環境教育・環境学習を行っている人や、特に優れた環境保全活動を行っている専門家の情報を収集し、活動の質の向上を支援するための取組を行います。

また、このような人材の活躍の場を増やしていくことで、さらに環境人材の育成が推進されます。

ア 専門家、団体（学校、企業その他の事業者）との協働

- 環境保全アドバイザー・環境教育リーダーなど外部の専門家派遣制度を推進し、学校や地域、企業等で行われる環境教育を支援します。また、これら専門家の活動の質を維持するための研修等を行います。
- 中間支援組織¹³を活用して、環境教育・環境保全活動を活発に行っている団体

¹³ 【中間支援組織】 行政と地域の間にとって、さまざまな活動を支援するための連携組織のこと。市内には、環境省北海道環境パートナーシップオフィス、公益財団法人北海道環境財団、札幌市環境プラザおよびNPO法人北海道市民環境ネットワークの4つの中間支援組織で構成する「環境中間支援会議・北海道」がある。

などとの連携を深めます。

- 環境教育・環境学習団体ネットワークを作り、活動の場や活動の幅を広げる支援を行います。

環境保全アドバイザー、環境教育リーダー制度

札幌市では、環境保全アドバイザー・環境教育リーダー制度を設け、市民が自ら環境活動を進められるよう支援しています。派遣を通じて、多くの人が環境保全活動の中心となり、活動の場を広げていくことを目指しています。

(1) 環境保全アドバイザー

「都市と環境」や「水辺の環境」、「自然観察・自然保護」などの8つの分野の専門家を、「環境保全アドバイザー」として無料で派遣しています。派遣の対象は、地球環境、自然保護、リサイクル、ごみ問題などをテーマとした研修会や学習会などです。

(2) 環境教育リーダー

リーダー育成研修を修了した人を、「環境教育リーダー」として無料で派遣しています。派遣の対象となるのは、植物、野鳥、昆虫、水生生物などの自然観察や、温暖化、ごみ、エコライフ分野の指導、解説などです。人材派遣を通じて学校や市民による自主的な環境教育・学習を支援しています。



環境保全アドバイザーの講義



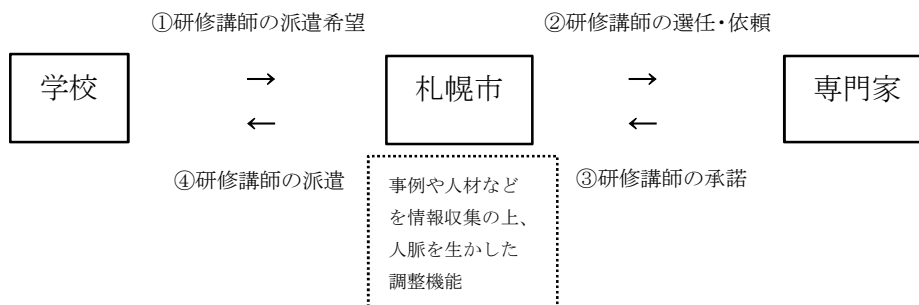
環境教育リーダー派遣の様子

イ 教育機関と外部専門家を結び付けるコーディネート

学校や地域における出前授業や自然体験活動等の環境教育において、外部の専門家や民間団体、事業者等の助力が必要とされる一方で、外部専門家等はどこでその助力が必要とされているのかの情報が少ない状況にあります。

- これらの専門家等と学校や地域とをつなぐコーディネート機能を充実させ、各主体で行われる外部専門家の助力を支援します。

専門家と学校を結び付けるコーディネート機能のイメージ



特に学校では、学習の効果を上げるため、教職員と専門家との密接な連携が大切です。プログラム作成の段階から授業の趣旨や児童生徒等の発達の段階等について十分に情報交換し、また、専門家の授業への関わり方等について十分意思疎通を図り、教職員と専門家が適切に役割分担して授業を行う工夫が必要です。

(3) 環境教育・環境学習の場と機会の充実

学校等の教育機関以外の場で行われる環境教育・環境学習を支援するため、関連施設や「体験の機会の場」の充実を図り、施設間の連携も推進します。

また、イベント等での普及啓発に加え、活動の表彰などを通じて、環境教育・環境学習が活性化するように支援します。

ア 場の充実

- 環境教育・環境学習関連施設の展示物の機能向上や企画、イベントなどを充実させ、より多くの人に知ってもらうことで、環境問題に興味を持つ人を増やす取組を行います。
- 関連施設間の連携を推進し、来場者に他の施設の案内をしたりイベント情報の共有をしたりするなど、環境問題に触れる機会を増やす取組を行います。
- 施設において、企業や団体の環境教育・環境学習活動の場を広げる機会を作ったり、関係者で共有したりすることにより、活動の幅を広げていく取組を行います。
- 個人や民間団体が所有する土地や建物で行われている自然体験活動等を「体験の機会の場」として認定します（促進法第20条に定められている制度）。認定された「体験の機会の場」をインターネットを通じて公表することにより、体験活動へ参加しようとする人への情報提供を行います。

札幌市環境プラザ

札幌市環境プラザは、札幌市環境基本条例に基づき2003年（平成15年）9月に開設した、いろいろな環境問題について知ったり考えたりすることができる、札幌市における環境活動の拠点施設です。

市内中心部に位置し、交通の便も良いことから、多くの学校に授業で利用されています。



小学校の見学の様子

動物園の環境教育

円山動物園は、生物多様性を保全する「保全」と、自然の大切さと動物の魅力を伝える「教育」を基本理念として掲げ、「自然と人が共生する社会」を目指して、さまざまな取り組みを展開しています。

円山動物園では、動物たちを通じて、小中学校の児童・生徒たちに、命の大切さや、動物たちの生態と彼らを巡るさまざまな環境問題を伝えるために、教育活動に取り組んでいます。



札幌市次世代エネルギーパーク

「太陽光や風力発電などの新エネルギーを積極的に導入し、市民が新エネルギーを見て触れて理解できる施設」として、2011年（平成23年）11月に円山動物園内にオープンしました。太陽光発電や風力発電、雪冷熱利用等の設備があり、動物とのふれあいを楽しみながら、地球環境問題について学ぶことができます。



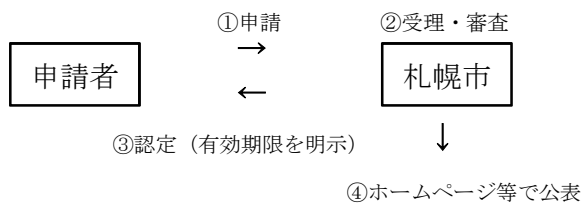
動物科学館内にある「^{さわ}触れる地球」



雪冷熱利用

（雪が解けた冷水をレッサーパンダの冷房として利用）

「体験の機会のある場」の認定手続きフロー



イ 機会の充実

- 将来の環境保全の主角を担う子どもたちに環境問題に関心を持ってもらうよう、普及啓発イベントを開催します。
- 市内各所で行われている子どもを主とする環境保全活動の情報を収集し、それらの活動を促進するよう支援します。
- 環境に関心を持つ経験をした子どもたちの意欲が途切れないように、次の活躍の場を作って支援を続けていきます。
- 先進的な取組を発表共有する機会を提供します。
- 消費者教育、まちづくり活動などの機会を捉えて、専門家派遣や出前講座、さっぽろ市民カレッジなどにより、環境問題に関心を持ち行動する人を増やす取組を行います。
- 環境に関する相談窓口を維持し、市民が環境に関する興味を持ったときにいつでもその後押しをできるような体制を整えます。
- エコメンバー¹⁴や生物多様性さっぽろ応援宣言¹⁵企業・団体への登録、CSR¹⁶活動の後押しをしていきます。

環境広場さっぽろ

1998年（平成10年）に開始した「エコアクションさっぽろ」を発展させ、2002年（平成14年）から開催している、東北以北最大級の総合環境イベントで、毎年、約3万人が来場しています。



環境広場さっぽろ 2018

¹⁴ 【エコメンバー】 環境にやさしい取り組みを自主的に行っている事業所を「さっぽろエコメンバー」として登録し、その活動を他に紹介することにより、環境に配慮した取り組みの輪をさらに広げることを意図した制度。

¹⁵ 【生物多様性さっぽろ応援宣言】 生物多様性の保全に積極的に取り組んでいる企業・団体を登録し、札幌市がその取り組みをPRし、企業・団体の支援をする制度。

¹⁶ 【CSR】 Corporate Social Responsibility の略。企業は社会的存在として周囲の利害関係者（取引先、消費者、従業員、地域住民等）に責任ある行動をとるべきという考え方。CSRは企業の信頼構築や競争力向上につながると考えられている（さっぽろCSRインフォメーション）。

生涯学習の事例（札幌市の生涯学習）

生涯学習とは、人々が生涯に行うあらゆる学習のことで、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などさまざまな場や機会において行われています。

札幌市では、札幌市生涯学習センターのほか、さまざまな生涯学習に関する施設を運営しています。

生涯学習センターでは、高度で継続的かつ体系的な学習機会を提供する「さっぽろ市民カレッジ」を開設し、環境に関する分野の講座も実施しています。



さっぽろ市民カレッジ（植樹体験講座）

(4) 情報の発信と行動の後押し

環境問題に関心の高くない市民に向けても自ら課題として捉えてもらうように働きかけを行うイベントや広報活動を行い、市民一人一人が環境に配慮した選択や行動を自発的に行えるような後押しを行います。

広報活動に際しては、マスメディア（新聞や雑誌、テレビ、ラジオなど）、広報誌、ポスター掲示、インターネット（ウェブページやSNS¹⁷）など多様な媒体の中から、それぞれの情報の受け手に届きやすい効果的な方法を選択して行います。

ア 普及啓発、広報

- 環境問題についての情報を得ることのできる一般市民向けイベントや環境関連施設に関する情報発信により、関心を持つ人を増やしていきます。
- 環境首都・SAPPOROとして低炭素社会・循環型社会・共生社会を推進していることを周知する広報活動を行い、市民生活の中で選択や行動の場面で環境への配慮を促します。
- 「環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき作成された環境報告書などを収集し、展示することなどにより広く共有します。

¹⁷ 【SNS】 Social Networking Service の略。人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供する会員制のオンラインサービスのことで、ツイッターやインスタグラム、フェイスブックなどがある。趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」などの共通点やつながりなどを通じて、情報の拡散が速いという特徴がある。

イ 行動提案、行動契機づくり

- 環境配慮に関心を持つ人が行動に移すための契機や後押しをするための取組を行います。
- 事業者の省エネを推進するための省エネ技術者を養成し、必要とされる事業者に派遣します。

札幌・エネルギーeco プロジェクト

地球温暖化対策を促進するために、札幌市が市民や事業者を対象に新エネルギー機器や省エネルギー機器導入費用の一部を補助する制度です。



平成30年度「札幌・エネルギーeco プロジェクト」の補助対象機器

2 環境教育・環境学習の主体に期待される役割

環境教育・環境学習は、社会を構成する多様な主体の参加と協働により、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場において行われるとともに、これらの場が相互に連携して取り組まれる必要があります。

ここでは、環境教育・環境学習を行う各主体に期待される役割を示します。

(1) 学校など

ア 学びと実践の場

学校での環境教育は、子どもたちに環境に関する知識を身に付けさせ、学習を通じて学校生活のみならず、家庭生活や地域においても環境に配慮した行動を起こし、継続的な実践につなげていくよう指導していくことが求められています。

学校での環境教育は教科として独立しておらず、各教科（社会科、理科、道徳、技術・家庭科、保健体育科等）や総合的な学習の時間などにおいて行われています。

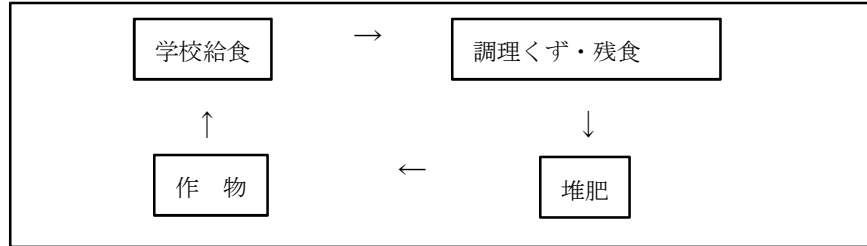
このような状況では、断片的な知識をばらばらに伝えることになりかねないので、環境問題を体系的・計画的に伝えていくように意識して実施することが必要です。すなわち、どのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められています。

学校では、各教科の領域での学習を進展させ、太陽光発電や学校ビオトープなどの教材の活用や、学校給食フードリサイクルなどの取組、環境教育・環境学習関連施設の見学など、体験し実感をもって環境についての理解を深めていくことが求められています。

学校給食フードリサイクル

札幌市では従来からごみの分別、資源化の促進に取り組んでいますが、その一環として学校給食を作る過程で発生する調理くずや残食などの生ごみを堆肥化し、その堆肥を利用して作物を栽培し、それらを学校給食の食材に用いて子どもたちが食するという食物の循環「さっぽろ学校給食フードリサイクル」に2006年度（平成18年度）から取り組んでいます。

単に学校給食の調理くずや残食のリサイクルだけではなく、食や環境を考え、ものを大切にすることを育てることを目指しています。



イ 教員の知識・意識・能力向上

子どもたちへの適切な環境教育を行うためには、まず教員が環境教育の意義や必要性を十分に理解することが重要であり、そのためには、教員向けの環境に関する情報を吸収して知識としていくことが必要です。

また、教員は学校生活において、子どもたちの手本となるよう、環境に配慮した行動を日々実践し、その姿勢を見せていくことが必要です。

ウ 学校などが行う連携・協働

学校は、子どもの学習の場であると同時に地域の施設という面も有しており、札幌市では「地域に開かれた学校づくり」を進めています。

学校には、周辺地域や職場、札幌市などと連携・協働し、子どもたちへの環境教育・環境学習の機会を提供することも期待されます。その際、より効果的な環境教育・環境学習を実施するため、専門家や市民活動団体などと積極的に連携することが求められます。

さらに、PTAには家庭と学校における環境教育・環境学習をつなぎ、家庭での具体的行動の啓発などの役割も担うことが期待されます。

(2) 家庭

札幌は、積雪寒冷地であることから、全国平均と比べて家庭における冬季間のエネルギー使用量が多いなど、他地域よりも家庭生活が与える環境への影響が大きいことが特徴です。そのため家庭生活における省エネ対策やごみの減量などの取り組みは、環境問題解決に大きく貢献するものです。

同時に家庭は、日常生活における環境に配慮した行動の実践の場として重要な役割を担っており、親と子どもがこれまでの日常生活を見直し、環境に配慮した生活などについて話し合い、また、お互いが教え合い、環境に配慮した行動を定着させていくための出発点となることが求められています。

また、家族で野外に出かけて自然とのふれあいを経験したり、一緒に環境教育・環

環境学習関連施設に行ったり、環境イベントや町内会の行事に参加したりすることを通じて、環境やいのちを大切にすることを育むことも重要な要素です。

家庭におけるエネルギー消費量（2015年（平成27年））

平成28年度分が判明次第差し替え



札幌市と全国におけるエネルギー消費量の部門別内訳

(資料：札幌市温暖化対策推進計画平成27年度進行管理報告書)

(3) 地域

ア 地域で行われる活動

町内会をはじめ、老人クラブや子ども会、児童会館など、地域にあるさまざまな組織は、それぞれ特有の目的をもって組織され、活動しています。

それらに共通する地域の安全確保や住民同士のコミュニティ維持といった目標は、持続可能な社会の形成と同じ方向にあると言えます。

このような地域の組織には、環境保全を直接の意図とする活動ではなくとも、その地域にとどまらず、より大きな環境を意識して実施することにより、環境教育・環境学習となり得る場を創出していくことが期待されます。

町内会のお祭りや花植え活動

地域の町内会・自治会などで行う、お祭りや花壇の整備やごみ拾いなどのまちの美化活動は、「町内会活動」、「まちづくり活動」と捉えられています。地域の人々が交流し、使い捨ての食器を使わず、ごみの分別を行いながらお祭りを実施することや、まちをきれいにし、草花を育て、自然を豊かにすることは、環境教育・環境学習につながる活動とも捉えることができます。



町内会の花植え活動

児童会館での活動

児童会館においても、さまざまな環境保全に関する取り組みが行われています。例えば、窓や壁面に張ったネットなどに、つる性の植物（つるありインゲンなどの野菜）を這わせて、カーテンのように覆う「グリーンカーテン」をつくることで、建物を涼しくしながら野菜の栽培ができる一石二鳥の活動が実施されています。

そのほか、自分たちの住む地域をきれいにする清掃活動なども行われています。



グリーンカーテン



清掃活動の様子

イ さまざまな組織の連携・協働

環境に関連する活動団体は、札幌市などあらゆる主体と積極的に連携・協働し、地域における環境活動のコーディネートなどを行うことが期待されます。

さらに、地域の活動として自然学校など年齢に関係なく環境について学べる場などでは、世代を越えた人のつながりが期待でき、生涯学習の場として活用していくことも求められています。

(4) 事業者

ア 職場内での環境教育・環境学習

事業者は、事業活動を行う上で環境に負荷を与えることは避けられないことを認識し、環境に配慮し持続可能な社会に貢献する経営を行うことが、事業継続にとってますます重要になっています。

その際、SDGsで掲げる目標に向けた事業活動を進めることが、その事業価値を高めることにもつながり、さらに、そのような付加価値の高い事業活動に携わっているという自信が、経済、社会の発展や働きやすい職場づくりに結びつくという視点を持ちながら、取り組んでいくことが大切です。

環境マネジメントシステムを取り入れている事業者を含め、各事業者においては、職場研修の機会などを通じて事業活動と環境負荷についての研究を行うなど、環境教育・環境学習に取り組んでいくことが期待されます。

研修を通じた事業活動と環境負荷の研究



事業者の省エネルギー研修参加の様子

イ 地域社会への貢献

事業者も地域の一員として、地域の美化、緑化、清掃活動などの活動への積極的な参加を通じて、地域の環境保全に寄与することが期待されます。

また、独自の専門能力を生かして、例えば学校に講師を派遣したり、地域住民に向けて施設の見学会を行ったりするなど、環境教育・環境学習の場の提供も期待されます。

(5) 環境関連施設

ア 各施設の専門分野を生かした環境教育・環境学習

市内の環境関連施設は、それぞれの設置目的のために活動することが第一義ですが、その活動が環境教育・環境学習の入り口の機能を果たしていることを再認識し、環境保全を意識した展示方法等により、施設利用者を通して市民の環境保全意識の向上に貢献することも期待されます。

イ 関連施設の情報提供

札幌市の環境活動の拠点施設「環境プラザ」をはじめとする市内の関連施設が、各施設で実施する行事や展示物、更新情報や学習できる分野などを、相互に情報交換して発信したり、共同の企画を実施したりすることにより、より多くの市民の環境保全意識の向上に貢献することが期待されます。

(6) 札幌市

ア 各主体への支援、情報提供

札幌市は、それぞれの主体（家庭・学校・地域・事業者など）における自主的な環境活動が円滑に行えるよう、関連情報の取りまとめや効果的な提供のほか、環境教育・環境学習の拠点となる場の整備、機会の提供や、普及活動などの支援を行います。

イ 各主体間の連携・協働の支援

札幌市全体で環境教育・環境学習を推進するため、それぞれの主体（家庭・学校・地域・事業者など）による環境活動を、地域社会全体の活動へと広がりを持たせてい

く必要があります。

札幌市はそれぞれの主体と協働し、活動を支援する中心的役割を担っていきます。

また、それぞれの主体と連携して環境教育・環境学習における効果的な施策を進めるとともに、市民の模範として環境に配慮した行動を率先し、市民や事業者に広げていきます。

第5章 環境教育・環境学習の評価と改善

1 推進体制

本方針に基づく取組を着実に進めるため、施策の進捗状況や効果などを定期的に評価、検証する「札幌市環境教育・環境学習基本方針推進委員会」を、学校・家庭・市民団体・事業者・札幌市等により構成します。

2 点検・評価・改善

本方針に基づく環境教育・環境学習の取組状況をはじめとして、特徴的な取組事例を集め、推進委員会での協議を踏まえて、環境白書等により公表します。

この点検結果のほか、環境問題に関する社会情勢や国内外の動向、札幌市の環境の変化なども考慮し、必要に応じて、柔軟に基本方針の改善や見直しを行っていきます。